

物品託送業務処理要領

物品託送業務の処理に当たっては、契約書及びこの要領の定めによるものとする。

1 軽量小型荷物（メール便）発送について

- (1) 原則、4～6日間で配達ができること。（依頼日を1日目とする。）
- (2) 差出人名は「地方独立行政法人北海道立総合研究機構」（以下「道総研」という。）とすること。

2 小口貨物発送について

- (1) 宅配便の種類は次のとおりとする。
 - ア 普通便（北海道内のみ着払便を含む）
 - イ クール便（北海道内のみ着払便を含む）
- (2) 荷物追跡が可能なこと。
- (3) 原則、2～4日間で配達ができること。（依頼日を1日目とする。）

3 集荷について

- (1) 各試験研究機関（以下「各機関」という。）に集荷に赴くもの各機関の集荷区分については、別表2のとおりとし、その集荷方法は次のとおりとする。

ア 毎日

毎日（日曜日、土曜日及び祝祭日を除く）16時から17時30分までの間に各機関に赴き集荷を行う。

イ 週2回（随時）

火曜日及び金曜日（祝祭日を除く）の16時から17時30分までの間に各機関に赴き集荷を行う。また、火曜日及び金曜日以外であっても、道総研から依頼があった時は、随時、各機関に赴き集荷を行う。

ウ 随時

道総研から依頼があった時は、随時、各機関に赴き集荷を行う。

エ 上記ア～ウに関する随時集荷は勤務時間の範囲内とする。

（平日の17時30分まで）

オ 各機関において、直接受注者の取扱営業所等に17時30分までに荷物を持ち込んだ場合は、本契約に定めた料金とする。

- (2) 道総研が指定する場所（北海道内（離島を含む）のみ）に集荷に赴くもの〔着払便〕

道総研から依頼があった時は、道総研が指定する場所（北海道内（離島を含む）のみ）に赴き集荷を行い、道総研が指定する普通便又はクール便により、各機関に配達する。

なお、野生動物の試料等でクール便による配達の利用を受けた場合は、依頼を受けてから、原則として6時間以内に集荷に赴くものとする。

4 受注者の引受条件

- (1) 受注者は事前に必要数量等の連絡を受けた場合は、受注者指定の送り状に各機関の住所名称（機関名等）、電話番号等を記入し、各機関に渡すこと。
- (2) 道総研は、メール便については紙製もしくはビニール製の封筒等に入れることを原則とし、受注者が外装を指定することも可とする。
- (3) 道総研は、物品を受注者に引き渡す時、受注者指定の送り状に配達先の郵便番号、住所、氏名又は名称、電話番号、発送日付、物品の品名等を記載し、宅配便の種類（クール便においては、冷蔵・冷凍の区分）を口頭で伝達し、受注者に引き渡すこと。
（メール便については受注者が送り状等を指定することも可とする。）
- (4) その他、道総研が業務上必要なものがあれば道総研が物品に貼付し、受注者が確認すること。ただし、「バーコードシール」等は受注者が物品に貼付すること。
- (5) 受注者は、配達伝票に基づき各機関別の配達内訳書（伝票番号、配達先の市町村名、金額が月締めで一覧になっているもの。様式は任意。）及び一覧表を作成し、毎月10日までに道総研本部に送付すること。